

ご意見への回答

令和7年2月6日
図書館長

【件名】

福島県立図書館の選書基準について

【ご意見】

令和7年1月16日 福島市

- ・ 新着図書コーナーの本をチェックするのを楽しみにしていますが、どの本も一般的な社会生活をしている「生活人」の興味から著しくかけ離れていると思います。

特異な専門分野の研究者でなければ読まないと思われる学術書もいっぱいあります。図書館の「買入れ選定委員会」は機能しているのでしょうか。

県民レベルの読者にふさわしい本を選んでください。

【回答】

図書館へのご意見をありがとうございます。

福島県立図書館では『福島県立図書館資料収集基本要綱』に基づき、資料収集調整委員会で資料を選定し、収集しています。

一般資料については、「基礎的、入門的なものから専門的な研究書に至るまで、できる限り幅広く収集」しています。特に、市町村図書館で購入することが難しい専門書や全集など、市町村図書館からの要望に応じて購入し、県民の皆様にお役に立てていただいています。そのため、入門的な実用書、娯楽的な資料の多くは市町村図書館で収集し、県立図書館では専門的な研究書や、調べるために役立つ資料、そして様々な視点で書かれた資料を多く収集するなど役割分担することで、県民の皆様へ幅広い内容の資料を提供しており、さらに、県立図書館では、調べものや課題解決に役立ていただくため、「辞典、事典、便覧、年鑑、図鑑、書誌、目録、索引、統計等は可能な限り収集」していますので、お役立てください。

なお、新着図書コーナーでは基礎的、入門的な資料は貸出となっていることが多いため、専門書が残っている傾向があります。お探しの本がありましたら、職員におたずねください。

また、基礎的、入門的な資料は、市町村図書館で所蔵していることも多いため、当館が市町村図書館から資料を借用した上で、皆様にご利用いただく場合もあります。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

(担当 :資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。